

宇 土 市



(市 役 所)

一 概 況

本県のほぼ中心、宇土半島の北部に位置し、北及び東は熊本市、南は広く宇城市、西は有明海に面し、遠く雲仙国立公園の山峰を望む、人口三七、七二七（平成二二年国勢調査）、面積約七四平方キロメートルの市である。

市の北部を緑川が西に流れ、国道三号及び五七号に沿って開けた宇土平野の水田地帯を潤している。基幹産業は、米を主とした農業であるが、施設園芸、野菜、たばこ、果樹などを組み合わせた複合経営が中心となっている。また、水産業では、自然に恵まれた有明海を利用し、海苔養殖が盛んである。

交通は、J R鹿児島本線より派生して、J R三角線が西へ宇土、緑川、住吉、長浜、網田、赤瀬の各駅を有すとともに、J R鹿児島本線及び三角線並びに国道三号及び五七号の各分岐点が存在するなど、交通の要衝にあり、市内各路線に定期バスが運行し、更に、九州縦貫自動車道松橋ICも至近で、交通の便は良好である。

名所旧跡としては、日本の渚百選に選ばれた御興来海岸や、キリシタン大名小西行長が築いた宇土城跡（城山）や昭和の名水百選に選定された轟水源などが挙げられる。宇土二十四万石の大名として入部した小西行長は、それまで、西岡台にあった宇土城を城山に移し本格的な城郭を構え、城下町づくりにも着手した。宇土城は一名、鶴城とも呼ばれ、小西が関ヶ原の戦いで敗れると、宇土城の天守閣は熊本城に移され宇土櫓として現存している。加藤清正の時代を経て、宇土は宇土細川家三万石の領地となった。細川氏は、城下の整備を進めたが、良好な飲料水が不足していたため、西方にある轟水源に着目し、そこから総延長五キロにも及ぶ上水道（轟泉水道）を設置した。この轟泉水道は、細川興文による一七六九年の大改修を経て今なお生活水として利用されており、現存する日本最古の上水道である。

二 市名の由来

古記によれば宇土は「浮土」とも書かれ、また古くから「宇土じま」と呼ばれて、九州本土とは別の島であったように思われるが、「宇土」の名の由来について

は、それを地形に求めて「海門」または「穿戸」の転訛であるという説、島を意味して「浮土」と書いていたという説、五穀がよく実ったことから「殖処」が起ったという説、などいろいろある。

市制町村制施行による合併、町村合併促進法に基づく合併の際においては宇土町が合併関係町村のうちで中核的な町であり、しかも前記のような由緒のあるものでもあったため、その名称が継承された。

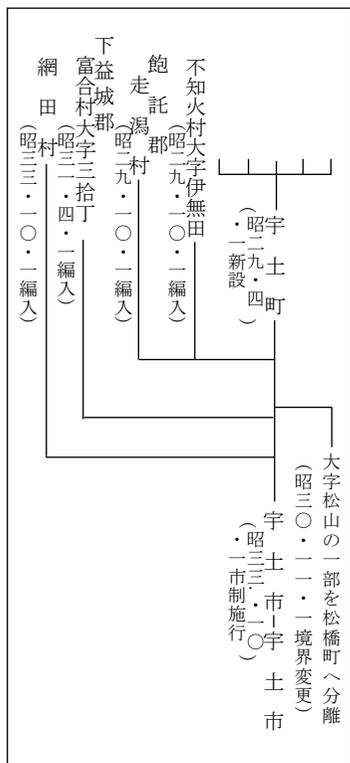
三 平成の合併検討経緯

宇土市は、平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱においては、下益城郡富合町及び城南町との一市二町の枠組みが示されていたが、そのうち富合町との一市一町での合併協議が具体化した。平成一四年七月からは一市一町での法定協議会における議論が始まり、平成一五年一二月には両市町の合併調印にまで進んだが、直後の富合町議会において廃置分合議案が否決され、合併協議の先行きは不透明となった。

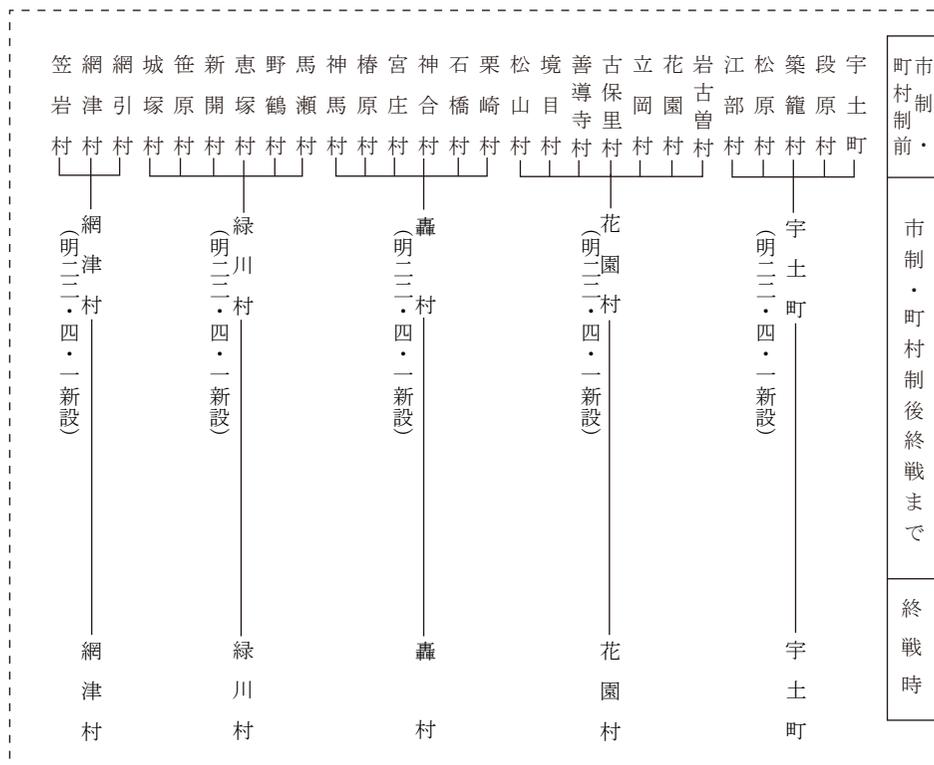
その後、宇土市側は富合町内の議論の推移を見守る形となったが、結果的には、平成一七年三月に行われた富合町住民投票の結果、宇土市との合併に反対する票が有効投票の過半数を占め、法定協議会は解散、合併は成就しなかった。(第二編「宇城地域」参照)

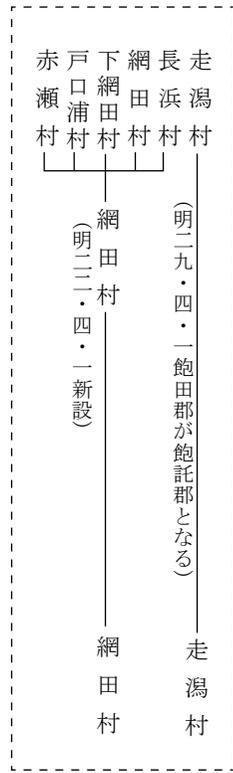
四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)





(一) 宇土町

天正一六（一五八八）、肥後国が小西行長に分封された時、行長は、宇土、益城、八代の三郡を領して宇土に居城し、隈庄、木山、矢部、麦島の四か所に城代を置き、清正の援助を得て天草の五城主を征服し、遂に同郡を併せ領した。慶長五年（一六〇〇）九月、関が原の役の際、清正は、行長の留守中に宇土城を陥落させた。そして小西領は全部清正領となった。

寛永九年（一六三二）、細川忠利が肥後五万石を領し、父忠興は九万二千石をもって八代に入ったが、そのうち三万石を四男立孝に分与し、八代に居らせた。立孝、忠興の死後、藩主光尚は、正保三年（一六四七）八月、立孝の子行孝を宇土に移した。行孝は新たに邸宅を構え、家臣の在地を分配し、その後、代々此の地に居住した。その間、本町は、松山手永に属していた。明治四年（一八七二）七月、廃藩置県により、宇土は熊本県に属したが、間もなく、宇土郡は、八代県に属した。五年、自治制度の改正により、八代県内戸長一掛を区とし、これを公称とし、郡、町および村名は、地理的名称とした。七年の改正大小区制の下においては、第一〇大区第五小区となったが、一二年郡区町村制によって、宇土、江部、築籠、段原、松原の五か町村は、馬瀬とともに同一行政区として戸長役場が置かれた。しかし、一七年、本町は、三つの行政区に分けられ、二三年の町村制施行により、宇土郡には一五町村が誕生し、宇土町他四か村の区域が合併して宇土町となった。

(二) 花園村

旧藩時代は、細川氏の支配下に属し、松山手永（花園村、不知火村、宇土町の一部、松合町、大岳村の一部および網津村で、その会所は、今の下松山にあった）惣庄屋の支配を受け、各村に庄屋があつて村を治めた。明治三年（一八

七〇）与長の上に里正がおかれてこれを治めた。五年、里正を廃して、戸長を設けたが、七年の改正大小区制の下では、本村の大部分は、宇土町とともに第一〇大区第五小区となり、一二年郡区町村制の施行により、本村は、花園、岩古曾、立岡、古保里および善導寺グループと松山、境目、伊牟田および東松崎のグループとの二つの行政区域となった。そして一七年に一行政区域に改められ、二三年四月一月、町村制施行により前記七か村が合併して花園村となった。

(三) 轟村

本村は、細川氏の支配下にあつて、神馬村となった馬場および城神山が松山手永に属し、他は全部、郡浦手永の管轄に属し、惣庄屋の管下となり、各村は、庄屋によって統治されていた。明治維新後、廃藩置県により、この地方一帯は八代県に属して、本村は、八九区、九五区、九六区に属していたが、同七年（一八七四）の改正で第一〇大区第一〇小区となった。一二年前記六か村は、緑川村に合併した恵塚村を加え、七か村が一行政区域となり、さらに一七年には、野鶴、新開、段原、馬瀬を加えて宮庄村列となったが、二三年の町村制施行により前記六か村が合併して轟村となった。

(四) 緑川村

旧藩時代は、宇土藩細川氏の配下に属し、馬瀬、恵塚、新開および野鶴は、松山手永の、そして城塚および笹原は、郡浦手永惣庄屋の支配を受けていた。当時は、緑川村各區は、みな村と称して各村に庄屋があつて村治をなしていた。明治三年（一八七〇）七月、藩政改革に際し、各村に与長を置いて村治をさせていたが、その上に里正があつてこれを統治した。五年、里正を廃して戸長を設けたが、七年の大小区制においては、笹原、城塚、野鶴、新開は網津村、網引村とともに、第一〇大区第六小区となり、恵塚村は第一〇小区に属し、馬瀬村は第五小区に属した。一二年三月、大小区制が廃止され、緑川村の区域は、三行政区域に分かれ、笹原、城塚、野鶴および新開で一行政区域となり、恵塚および馬瀬は、それぞれ、別の行政区域に入った。また、一七年の改正により、笹原および城塚は、網津村列に、他の三か村は宮庄村列に加えられたが、二二年、町村制施行により、前記六か村が合併して緑川村となった。

(五) 網津村

旧藩時代には、網引、網津および笠岩の三か村があり、網引は郡浦手永に、

他は松山手永に属し、それぞれ惣庄屋の支配を受けていた。

明治四年（一八七二）廃藩置県によって熊本県から八代県となり庄屋会所跡には県の出張所が設けられて、網津、笠岩、網引の三か村は、この管下にあたり、里正を置いて統治させたが、五年には、里正を廃し、戸長を置いた。七年、大小区制を改正して戸長の管区を拡大し、網引、網津、笠岩、笹原、城塚、新開、野鶴の七か村政を掌らせた。一二年、郡区町村編制法の施行に伴ない、戸長の管区を縮小し、網引、網津、笠岩を一つの行政区域とし、一七年にその区域を広め、笹原、城塚の二村を加えて一戸長の下におくことになった。しかし、二二年の町村制施行により、前記三か村が合併して網津村となった。

（六） 走潟村

本村は、後醍醐天皇の御代に開拓された地で、旧藩時代は、細川藩の銭塘手永に属し、明治三年の藩政改革後は、銭塘郷と称し、明治七年（一八七四）の改正大小区制下においては、第三大区第二小区に属していた。一二年、郡区町村制の施行により、走潟、川口、奥古閑、海路口の四か村は、飽田郡下で同一戸長の行政区域となり、一七年、行政区域の改正により、川口と走潟は二か村で一行政区域を形成するところとなったが、二二年、町村制施行の際、単独で走潟村となった。明治二九年飽田郡と託麻郡が一つになり飽託郡となった。

（七） 網田村

旧藩時代は、郡浦手永惣庄屋の支配下にあり、長浜、網田、下網田、戸口浦、赤瀬の五か村に各庄屋があつて統治していた。明治三年（一八七〇）の藩政改革に際して、網田、下網田に与長を置き、その上に両網田村に里正があつて統治した。その後、大小区制により八代県所轄第九八区と九九区となった。五年、里正を廃止して戸長を置き、その下に各村に惣代がいた。六年、八代県廃止とともに熊本県所轄第三九大区第五、六小区となった。七年の改正大小区制の下では、第一〇大区第七小区となり、一二年郡区町村制の実施により、下網田、戸口浦、赤瀬の三か村と、網田、長浜の二か村が、それぞれ一行政区域となり、両網田村に戸長役場が置かれたが、一七年、両区域を合わせて一行政区域網田村列となった。二二年四月一日の町村制施行により、前記の五か村が合併して網田村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

第一次合併 昭和二八年一〇月五日に発表された県の合併試案で、一ブロック

となっていた宇土町、花園村、轟村および緑川村の四か村は、昭和二八年一二月二二日、宇土町外三か町村合併促進協議会を結成したが、その後、網津の参加陳情によって二九年一月一日、網津村を加えて、宇土町外四か町村合併促進協議会を発足させた。合併は、二九年四月一日を目標として企画されることとなった。

その後、数回の協議会を開いて各町村の意見を調整し、二九年二月一七日、関係町村議会において建設計画書、その他の合併関係議案を議決し、関係町村は発展的な解消をなし、昭和二九年四月一日から新「宇土町」として発足することとなった。

走潟村および不知火村伊無田地区の編入 飽託郡走潟村は県の合併試案では奥

古閑村、海路口村、銭塘村、内田村、中緑村および川口村との七か村の合併が示されたが、同村は、地理的条件、経済的条件等から宇土町編入を望んでいた。また、宇土郡不知火町伊無田地区は、宇土町に隣接し、同地区の小、中学校の生徒の過半数は、宇土町の学校に通学しており、また、住民の経済的条件等の面からも、早くから宇土町編入を希望していた。このような状況にかんがみ、関係町村間で協議がなされ、伊無田地区の編入については、一時、不知火村が難色を示したが、数回にわたる協議の結果、昭和二九年一〇月一日をもって走潟村および不知火村伊無田地区は、宇土町に編入された。

宇土町の一部の松橋町への境界変更 旧花園村大字松山のうち宇岩谷、岡谷および外野の地区は、宇土町の中心地域から相当離れており、小、中学校への通学、経済的条件などから、早くから下益城郡松橋町への編入を希望していたが、宇土町および松橋町の合併が一段落した後、再び、境界変更の気運が高まってきた。

このような地元の要望に応え、両町当局の協議の結果、円満に話し合いが成立して、昭和三〇年一月一日をもって同地区は、境界変更をして松橋町に編入された。

富含村三拾町地区の編入 下益城郡富含村の旧守富村大字三拾町部落は、従来から宇土町の市街地の一部となっており、地理的な条件により、宇土町への編入を希望しており、旧守富村当時から境界変更を陳情していた。また、守富村、杉合村の合併による富含村発足に当たっての合併協定事項にも宇土町への分村編入を認められた地区で、宇土町と富含町との協議の結果、昭和三一年四月一日をもつ

て三拾町のうち東田他一二の字が宇土町に編入された。

網田村編入と市制施行 宇土郡網田村は、当初の県試案では網津村との合併が示されたが、網津村が昭和二九年四月一日、合併して宇土町となったため、一応取り残されていた。

当村は、地形的にも細長く、東は宇土町に、西は三角町に接していたため、村民間には未合併派、宇土町編入派、三角町編入派があり、村当局として、当初未合併を考え、知事に対してもその旨陳情していた。しかし、県としては、地形的見地から宇土町との合併を勧告（昭和三二年三月二九日）する一方、係員が直接現地に出向き、宇土町編入の推進をはかっていた。

昭和三二年八月から九月にかけて村民の世論もようやく宇土町編入に傾き、村当局としては、同年九月、さきに行なった未合併陳情の取消陳情を行ない、宇土町としても、網田村編入が実現すれば市制施行も可能となることから、積極的に働きかけ、ついに昭和三三年一〇月一日をもって網田村の宇土町編入が行なわれ、同時に宇土町は地方自治法の一部を改正する法律（昭二九・九・二法律第一九三号）附則第二項を適用して市制を施行するに至った。

3 合併時の合併条件および協定事項

第一次合併

- (一) 合併の形式
宇土町、花園村、轟村、緑川村および網津村を合体し町とする。
- (二) 実施の時期
昭和二九年四月一日
- (三) 新町名
町名は「宇土町」とする。
- (四) 役場の位置
1 役場の所在地は、熊本県宇土郡宇土町大字宇土八〇二番地とする。
2 役場建物は、昭和二九年度に増築することとし、その竣工までの間は現関係町村役場に於て執務する。
- (五) 役場出張所
現網津村役場に当分の間出張所を置き左の事務を行なう。
 - 1 戸籍に関する事務
 - 2 配給に関する事務

- 3 厚生（援助）に関する事務
- 4 町税（徴収）に関する事務

前記出張所は、可及的早く統合廃止するものとする。

(六) 議員の任期

議員の任期は、町村合併促進法第九条第一項第一号を適用する。

(七) 議員の選挙区 大選挙区とする。

(八) 合併関係町村の職員的身分取扱いに関する事項

1 町村合併促進法第二四条の規定に基く町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

2 特別職の職員は、町村合併功労者として別に考慮するものとする。

3 一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて普通退職手当の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

①昭和二九年六月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の一八〇

②昭和二九年九月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の一六〇

③昭和三〇年三月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の一三〇

(九) 助役の定数 二名とし、第一および第二助役とする。

(一〇) 部落連絡員の配置に関する事項

合併関係町村の嘱託員は、当分現在のまま存置し、将来、必要に応じて統合整備する。

(一一) 資産及び負債

1 各町村有資産は、無条件で新町に提供する。

2 各町村の負債は、無条件で新町に引き継ぐ。

(一二) 消防団

1 各町村消防団は、統合し、次の編成とする。

団長一名、副団長二名、分団長五名（旧町村各一名、班長は、現分団長をあてる。団員は、現団員をあてる。）

2 消防団の本部は、宇土町に置く。

(一三) 農業委員会

各町村農業委員会は、次期改選期日まで農業委員会法第五〇条の規定による

区域農業委員会として存続する。

(一四) 国民健康保険

花園村国民健康保険事業は、町村合併促進法第一八条により存続し、新町発足後五か年以内に於て全区域内に実施するよう考慮する。

(一五) 事業

各町村における土木、耕地およびその他の各種の継続事業ならびに既定計画事業は、継続して行なうものとする。

(一六) 各種組合等の統合について

1 農業協同組合

2 青年団

3 婦人会

4 漁業協同組合

漁業権については、合併関係町村は、網津村、緑川村を各区域とする漁業協同組合が現に有する一切の漁業権を保障し、入漁等によりその權益を侵害しないことを確認する。ただし、網津村、緑川村の両者組合については、別紙附属協定書による。

5 その他、早期統合斡旋する。

(一七) 町民税の賦課率

町民税の賦課率は、町村合併促進法第一四条の規定により不均一課税とし、オプシヨン二但書を適用し、その税率は、次のとおりとする。ただし、地方税法の改正の場合は考慮するものとする。

旧宇土町 一九・五

旧花園村 一六・〇

旧轟村 一五・五

旧緑川村 一四・〇

旧網津村 一六・〇

(一八) 大字及び字の名称

合併関係町村の大字及び字は、現在のままとする。

(一九) 無灯火部落の解消

網津村、緑川村漁業権に関する協定書

第一条 町村合併に伴う漁業権に関する網津村漁業協同組合（以下甲と称する。）、緑川村漁業協同組合（以下乙と称する。）の協定は、左の通り行うものとする。

第二条 甲乙両者の漁業権の行使については漁業法および県令、その他漁業権更新などにより漁業権に変更ありたりといえども乙は、甲の既得権（協定当時）を侵害せざるものとする。

第三条 新漁場の開拓については、乙は甲に全面的に協力し、乙の実績を包含する範囲において共同出願して免許の獲得に努め、新漁場獲得の場合は、所要の面積を分与するものとする。ただし、免許の更新の場合増加した面積については、前項に準じて分与するものとする。

第四条 乙は、新加入者の資格審査に関しては、甲の同意を要するものとする。（協定当時の甲乙組合員名簿は別紙の通り）（別紙略）

第五条 本協定以外の事項に関しては、双方の善良なる合意の下に協定するものとする。

第六条 本協定は、両村並びに網津村漁業協同組合長および緑川村漁業共同組合長立会の下に行ない、書類四通を作成し、夫々署名捺印の上、各自において一通を保持するものとする。

昭和二十九年二月十五日

熊本県宇土郡網津村長	鎌賀 唯 雄
熊本県宇土郡緑川村長	加賀山 興 定
熊本県宇土郡網津村	
網津村漁業協同組合長理事	山 本 元 喜
熊本県宇土郡緑川村	
緑川村漁業協同組合長理事	村 田 学

走潟村および不知火村大字伊無田の編入合併

(一) 議会議員の選挙区並びに議員の任期

1 議員の選挙区 全町一区とする。

2 議員の任期 町村合併促進法第九条第一項第二号の規定により昭和三十

〇年三月三十一日までとする。

- (二) 特別職の職員 町村合併の功労者として別に考慮するものとする。
- (三) 一般職員の身分取扱い

1 合併促進法第二四条の規定に基き、町村合併の際、現にその職にある走潟村の一般職の職員は、引き続き宇土町の職員として身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

2 一般職の職員で合併後一か年以内に退職を申出た者に対しては普通退職手当の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。

①合併後三か月以内（昭和二十九年二月末日）

普通退職手当額の一〇〇分の一八〇

②合併後六か月以内（昭和三〇年三月末日）

普通退職手当額の一〇〇分の一六〇

③合併後一か年以内（昭和三〇年九月末日）

普通退職手当額の一〇〇分の一三〇

(四) 部落連絡員

合併関係町村の嘱託員は、これを当分現在のままとし、将来、必要に応じて統合整備する。

(五) 資産及び負債

1 合併村の有する一切の資産および負債は、無条件で宇土町に引き継ぐものとする。

(六) 町税の税率および賦課徴収

1 町民税の賦課率は、町村合併促進法第一四条の規定により不均一課税とし、オプシヨン二但書を適用し、現行のとおりとする。ただし、地方税法の改正の場合は考慮するものとする。

2 伊無田に係る町税は、一〇月一日以降の分については宇土町において賦課徴収する。

(七) 走潟村役場庁舎の転用

庁舎は、宇土町役場走潟村地区連絡事務所ならびに宇土町公民館走潟分館として使用する外、一部庁舎を走潟農業共済組合事務所に貸付するものとする。

(八) 大字および字の呼称

1 宇土町大字走潟（走潟村全域）

2 宇土町大字伊無田（不知火村大字伊無田の区域）
3 字名以下の呼称については従来どおりとする。

(九) 教育委員会の統合ならびに教育委員会

1 走潟村教育委員会は、宇土町教育委員会に統合する。

2 町村合併促進法第九条の二第一項第二号の規定により、走潟村教育委員会委員の中より互選したる一名の委員を宇土町教育委員会委員とする。

(一〇) 鮑南中学校の管理運営ならびに経費の負担

1 宇土町は、走潟村の一切の権利義務を継承して、宇土、川口両町村の管理となし、宇土町川口村中学校組合立に更新する。

2 鮑南中学校組合議会議員は、中学校組合規約の規定により選出し、議会を運営する。

3 鮑南中学校の経費は、宇土町四五パーセント、川口村五五パーセントの割合で負担するものとする。

(一一) 鮑南中学校組合教育委員会の名称変更ならびに委員の選出

1 名称変更

新名 宇土町、川口村中学校組合教育事務委員会

旧名 走潟村、川口村中学校組合教育事務委員会

2 委員の選出について

宇土町教育委員会委員中より互選された委員一名

鮑南中学校組合議会議員中より互選された委員一名

宇土町議会選出委員一名

(一二) 中学校名の変更

新名 宇土町、川口村中学校組合立鮑南中学校

旧名 走潟村、川口村中学校組合立鮑南中学校

(一三) 小学校名の変更

新名 宇土町立走潟小学校

旧名 走潟村立走潟小学校

(一四) 学校に収容する。

不知火村立小、中学校に在籍する生徒は、宇土小学校および鶴城中

(二五) 消防団の統合

走潟村および不知火村大字伊無田の消防団は、宇土町消防団に統合し、次の編成とする。

1 走潟村消防団は、宇土町消防団第六分団とし、伊無田消防団は、第三分団に編入する。

2 分団の人事並びに編成その他の必要な事項については宇土町消防団設置条例を適用する。

(二六) 農業委員会委員の定数

農業委員会は、宇土町農業委員会に統合し、町村合併促進法第九条の三第一項第二号の規定により、走潟村農業委員会委員の中より互選した委員四名ならびに大字伊無田一名の委員を宇土町農業委員会委員とする。

(二七) 走潟村および不知火村大字伊無田の要望事項は、町財政を考慮し、大字宇土町建設の大局的見地より漸次整備するよう努力する。

下益城郡富合村大字三拾町の編入

(一) 議員の任期

町村合併促進法第九条第一項第二号の規定により昭和三四年三月二十五日までとする。

(二) 合併関係町村の職員の身分取扱

1 合併促進法第二四条の規定を準用し、現にその職務にあり、編入区域内に居住する一般職の職員は、引き続き宇土町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

2 一般職の職員の退職手当は、宇土町職員の退職手当に関する条例により普通手当の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。

①昭和三十一年六月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の一八〇

②昭和三十一年九月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の一六〇

③昭和三十三年三月三十一日までに退職の申出をした者一〇〇分の一三〇

(三) 部落嘱託員の配給

合併関係町村の嘱託員は、これを当分現在のままとし、必要に応じて統合整備する。

(四) 財産

富合村から宇土町へ分村する者は、富合村の基本財産ならびに行政財産の他に關する一切の権利を放棄する。

(五) 納税

境界変更をする区域の納税義務者は、村税を昭和三十一年三月末日までに富合村に完納する。

(六) 小学校の学区 宇土小学校とする。

(七) 中学校の学区 鶴城中学校とする。

(八) 消防機材 消防機材、器具は、宇土町に統合する。

(九) 消防団の統合整備

宇土町消防団に統合し、宇土町消防団第一分団に編入する。

網田村の編入

(一) 合併の形式 編入合併（廃置分合）

(二) 実施の時期 昭和三十三年一月一日とする。

(三) 支所設置 網田村に支所を設置し、次の事務を取扱うものとする。

1 戸籍（各証明を含む）

2 配給

3 厚生（扶助料支給について）

4 税務（土地台帳、家屋台帳関係）

5 農地

6 その他（庶務一般）

(四) 一般職員の身分取扱

町村合併促進法第二四条の規定の例により、町村合併の際、現にその職にある網津村の一般職の職員は、引き続き宇土町の職員として身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

(五) 特別職の退職手当に関しては、網田村に於て条例による整理退職の場合を適用して支給するものとする。

(六) 町税の賦課率 均一課税とする。

(七) 部落連絡員 部落連絡員（区長）については現在のままとする。

(八) 資産および負債

網田村に有する一切の資産および負債は、無条件で宇土市に引き継ぐものとする。

(九) 消防団の統合

網田村の消防団は、宇土町消防団に統合し、次の編成とする。

1 網田村消防団は、宇土町消防団第七分団とする。

2 分団の人事ならびに編成その他必要な事項については宇土町消防団設置条例を適用する。

(一〇) 諸団体の統合斡旋

1 各種民主団体は、統合するよう斡旋する。

2 網田村農業協同組合並びに網田村漁業協同組合は現在そのままとする。特に漁業権については網田、網津両漁協間において相互に既得権を侵害しないよう両町村長立会のもとに両漁協間において別途協定するものとする。

(一一) 公民館分館設置

網田村公民館は、宇土町網田地区公民館として設置する。

(一二) 大字および字の呼称 大字および字の名称は従来のとおりとする。

(一三) 議員の選挙区

議員の選挙区は、大選挙区とし、昭和三三年一〇月二〇日から二五日の間に於て選挙を実施するものとする。

(一四) 農業委員会 宇土町農業委員会一本とする。

(一五) 国民健康保険

国民健康保険の運営は、特別会計であるので当分の間、現在のままとする。

(一六) 事業

網田村に於ける土木、耕地およびその他各種の継続事業は、既定計画通り行うものとする。

(一七) 要望事項

網田村の要望事項は、新町建設の大局的見地より、別紙(省略)の通り漸次整備するよう努力する。なお、実状に応じ、計画の範囲内で事業を変更する。

漁業権に関する協定書

第一条 町村合併に伴う漁業権(既得権)に対し、網田村漁業協同組合(以下甲と称す)、宇土町網津漁業協同組合(以下乙と称す)に於て左記の通り協定する。

第二条 甲乙両者の漁業権の行使については漁業法および県令、その他漁業権更新などにより漁業権に変更ありたりといえども双方の既得権を侵害せざるものとする。

第三条 甲乙は、新市町村建設促進法に基き、町村合併したる場合といえども当該組合の独立は、これを尊重し、協定事項以外の案件は、双方の善良なる合意の下に処理するものとする。

第四条 本協定は、甲乙および宇土町長、網田村長並びに県吏員立会の上、本文に調印しそれぞれ署名捺印の上、各自において、一通を保管するものとする。

昭和三三年八月二八日

宇土町網津漁業協同組合

組合長理事 山本元喜

網田村漁業協同組合

組合長理事 芳本義彦

宇土町長 大和忠三

網田村長 宮本直

宇城事務所長 山部荒雄

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 宇土町・花園村・轟村・緑川村・網津村の合併

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
宇土町	細川 立鴨	—	藤本多三次	芥川 徳松	七川 渉
花園村	松本 茂	—	中山 正義	伊藤 武	森内 新蔵
轟村	松川 勝喜	栗田 市男	田中 忠平	中川 称吉	嶋崎 一男
緑川村	加賀山興定	村上寿太郎	村田 一雄	中山 藤八	中山 政彦
網津村	鎌賀 唯雄	伊藤子之八	野村 治重	稲田 栄蔵	橘 作太郎

(二) 走潟村の編入

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
宇土町	大和 忠三	—	藤本多三次	芥川 徳松	奥村 丸善
走潟村	田代 捨己	田代 義昭	岩瀬勇太郎	園村 末彦	田代 才吉

(三) 網田村の編入

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
宇土町	大和 忠三	中村 篤	藤本多三次	芥川 徳松	奥村 丸善
網田村	宮本 直	水口 泉	宮本 重彦	船田 善一	田口 武次

5 合併時の関係町村の現況表

(一) 宇土町・花園村・轟村・緑川村・網津村の合併

生産額	区 分					市町村税納税額 千円	国 税 納 税 額 千円	官 公 署	中 学 校 以 上 の 学 校		業 態 の 割 合			面 積 平方料	戸 数	人 口	区 分					
	計 千円	その他 千円	農 産 千円	鉱 工 産 千円	社会、工場、 事業場 (万円以上)				計 人	その他 の業態	農 業 人	計 人	商 工 業 人					その他 人	積	数	口	宇土町
共七七八六	三〇三、〇四〇	三三、二五八	三、五八八	—	—	四、九二八	二八、三六三	一七	—	一六、八九	一、三八八	七、二八〇	三、六五七	四、七八一	四、三六三	二、三、四七〇	宇土町					
九、七三六	一六、二八二	二〇、四四〇	九、〇〇〇	—	—	一六、一六六	九、七五〇	一七	—	一、八三九	一、五七三	五、一六三	二、七二	三、三三	一、四、五八	七、〇〇三	宇土町					
一三、五五八	三六、五〇〇	七九、二〇〇	七、八三八	—	—	七、〇四〇	五、一七四	二	—	四、三三四	三、八七三	四、九	一、七一	二、〇六	八、五三	四、七三三	花園村					
五、〇五六二	一〇、八四九	二八、八三三	一〇、八八〇	—	—	五、一六五	三、一五五	一	—	二、〇三九	一、九一五	五、五	六	七、五七	四、九六	二、六三六	轟村					
七、四一、三九	二、三八八五	五、二、五四	—	—	—	八、一九一	六、八三〇	二	—	三、〇八五	二、四〇〇	七、五五	九、一〇	六、五五	三、八四〇	三、八四〇	緑川村					
二、七、七九	七、五、〇四	五、四、三七	四、八五〇	—	—	五、三、三六	三、四、五四	二	—	五、〇〇二	一、六、二八	二、八六	一、一八	一、五、七六	九、八	五、二、八九	網津村					

(二) 走潟村および不知火村大字伊無田の編入 (三) 網田村の編入

生産額	生産額				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	中学校以上の学校		官公署	業態の割合				面積 平方軒	戸数	人口	区分			
	計	その他	農産	鉱工業					高等	中等		業態		計	その他					農業	都市的業態	
												計	その他								計	その他
六七、五〇八	二六、〇五〇	三三、四〇七	三、五八八	一	四、七四六	六、三三七	三〇、三〇一	一	三	一四	一八、三九〇	五〇、八	二、三三二	七、三三八	三、六三三	三、七〇五	五、四四	四、七〇〇	二、五七八	宇土町		
五、七七七	二、五八〇	三、二一五	三、五八八	一	四、一九八	六、二〇〇	二、八三三	一	三	一三	一、六一九	四、八〇二	一、三三八	七、二八〇	三、六三三	三、六五七	四、七八一	四、三六三	二、三三七	宇土町		
九、八七二	五、〇〇〇	六、〇六五	一	一	四、六〇四	一、七	一、八八〇	一	一	一	二、〇五二	三、六	一、八三六	四	一	四、三〇	三、四〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	走潟村		
五、八五	一	五、八五	一	一	三、四	一	五	一	一	一	一、四八	一	一、四八	一	一	〇・三	二七	一、四八	一、四八	不知火村 大字伊無田		

(三) 網田村の編入

生産額	生産額				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	中学校以上の学校		官公署	業態の割合				面積 平方軒	戸数	人口	区分			
	計	その他	農産	鉱工業					高等	中等		業態		計	その他					農業	都市的業態	
												計	その他								計	その他
二、〇八七	四一、三三四	七〇、四九一	九、〇六二	五	一、四九六	六、九八八	六、九八三	一	四	一三	二、三三三	二、三三七	一、〇〇六	二、五九二	一、〇三五	一、二四一	七、四三六	六、四一七	三、四二五	宇土市		
一、八五九	二、七九九	六、七八三	八、二七二	五	一、九三八	一、〇四五	五、八九〇	一	三	一八	九、三七六	一、七七八	七、五九八	一、六八七	八、三〇〇	八、五五〇	五、一四四	四、九八八	二、六五四	宇土市		
三、八三八	一、三二四	八、三九八	一、四〇〇	一	三、〇三三	二、四三	二、九八三	一	一	四	二、九七	五、八九	二、四〇八	四、七三	二、〇三	二、六九	二、一九二	七、七八	七、七八	網田村		